

令和5年4月28日

ご契約者の皆様へ

広島県中小企業共済協同組合

「新型コロナウイルス感染症」感染症法上の位置づけ見直しに伴う 入院共済金等の取扱いについて

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様に心よりお見舞い申し上げます。
掲題に関し、次の対応を実施させていただきますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 特別取扱い（みなし入院）の終了について

当組合では令和2年4月から、新型コロナウイルス感染症と診断され、医師の指示により宿泊施設や自宅等で療養された場合は、共済約款上の「入院」とみなし、入院共済金等のお支払い対象とする特別な取扱い（以下「みなし入院」といいます。）を時限的に実施しており、令和4年9月26日以降は「重症化リスクの高い方」を対象に「みなし入院」のお取扱いを継続してまいりました。

今般、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが「5類感染症」とされる政府公表を踏まえ、当該位置づけの見直しが実施された場合は、同日以降の「みなし入院」のお取扱いを終了させていただきます。

なお、令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の対象となる方におかれましては、ご請求が5月8日以降であってもこれまでどおりのお取扱いを継続いたしますので、ご安心ください。

また、新型コロナウイルス感染症と診断され、共済約款上の「入院」の定義に該当する入院をされた場合は、5月8日以降も変わらず入院共済金等のお支払いをさせていただきます。

2. 「みなし入院」の取扱いを開始した経緯と終了の理由

当組合の共済約款では、「医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する」場合に入院共済金等をお支払いすることを定めています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症と診断された方については、病院への入院が必要であるにもかかわらず、病床のひっ迫等の事情で入院することができない状況が発生した結果、宿泊施設や自宅での療養が行われることとなりました。こうした場所での療養は、共済約款で定める入院の定義に該当しないものの感染症法上は入院勧告・措置の対象であること等を踏まえ、当組合では、医師の指示により自宅療養等をされた場合は、共済約款上の「入院」とみなしてお支払い対象とする「みなし入院」のお取扱いを実施してまいりました。

その後、政府の決定により、令和4年9月26日以降は、全国一律で重症化リスクの高い方のみを「みなし入院」の対象としてお取り扱いを行っております。

こうした中、新型コロナウイルス対策本部の決定（令和5年1月27日付）を受け、政府より、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現する等の特段の事情が生じない限り、同年5月8日からは新型コロナウイルス感染症を感染症法上の「5類感染症」に位置づけるとの方針が公表されました。

新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」へ変更された場合、季節性インフルエンザと同様に感染症法上の入院勧告・措置等の対象ではなくなることから、当組合においても、令和5年5月8日以降に診断された場合の「みなし入院」のお取扱いを終了することといたしました。

3. 「入院共済金等」のお支払い対象

新型コロナウイルス感染症の陽性判定日（診断日）により、下表のとおり判定を行います。

診断日	ご入院の場合 (共済約款による取扱い)	自宅療養等の場合（みなし入院の特別取扱い）	
		重症化リスクの高い方（※）	左記以外の方
令和4年9月25日まで	○ (お支払い対象)	○ (お支払い対象)	○ (お支払い対象)
令和4年9月26日から 令和5年5月7日まで	○ (お支払い対象)	○ (お支払い対象)	× (お支払い対象外)
令和5年5月8日以降	○ (お支払い対象)	× (お支払い対象外)	× (お支払い対象外)

(※)「重症化リスクの高い方」とは、「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナの罹患により酸素投与が必要な方」「妊婦の方」となります。

<みなし入院のご請求に関してご留意いただきたい点>

陽性判定日（診断日）が令和5年5月7日以前の方で、上表の「みなし入院」の特別取扱いに該当する方は、以下にご留意のうえご請求ください。

厚生労働省より、My HER-SYS（マイハーシス）の療養証明書機能について、令和5年5月7日（日）までに保健所に発生届出が行われ、入力されている場合には、同年9月末まで同機能の利用が可能であるとの発表がなされています。

同年10月以降の利用については未定となっているため、My HER-SYS（マイハーシス）の療養証明を利用したお早めのご請求をお願い申し上げます。

以上

◆広島県共済組合員相談室

◆フリーダイヤル:0120-708030

(①番でご案内しております)



つながる力で、安心と成長を

広島県共済

(広島県認可)

広島県中小企業共済協同組合
〒730-0046 広島市中区竹屋町4-17
<https://www.kyosai.or.jp>

広島県共済組合員相談室 ☎0120-708030